



Gifu city

資料 1



SDGs 岐阜市

岐阜市の 上下水道事業の概要について

鏡岩配水地

北部プラント

目 次

1) 地方公営企業について P.2～P.4

2) 水道事業について P.5～P.11

3) 下水道事業について P.12～P.18



1) 地方公営企業について

地方公営企業の特徴

地方公営企業

- 地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業（地方公営企業法第2条、第3条）
事業例：水道、工業用水、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院
船舶、港湾整備、市場等
- 事業運営は利用者からの料金収入により運営費用を賄う
「独立採算制」（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業法の適用

- 水道事業については、直接地方公営企業法が適用され、岐阜市では、昭和28年から同法を適用している。
- 下水道事業については、地方公営企業法の適用を条例にて規定することとなっており、岐阜市では昭和28年から同法を適用している。

1) 地方公営企業について

地方公営企業の会計

公営企業会計と官公庁会計の相違点

	①活動目的	②認識基準	③記帳方式	④決算の目的
公営企業会計	公共の福祉の増進 + <u>経済性の発揮</u>	発生主義 取引や費消などの <u>経済活動の事実</u> に基づいて収益を認識	複式簿記 資産・負債の増減や 収益・費用の発生を 管理	経済活動の <u>経営成績</u> や <u>財政状態</u> を整理
官公庁会計 一般会計 〔特別会計〕	公共の福祉の増進	現金主義 現金収支の事実に基づいて収益を認識	単式簿記 現金の出入金を管理	予算に計上された事業がどの程度執行されたかを整理

※ 民間企業会計のような完全な独立採算制ではなく一般会計からの**繰入金**が認められている

1) 地方公営企業について

地方公営企業の収支

収入と支出は「**収益的収支**」と「**資本的収支**」に区分

収益的収支

当年度の損益取引に基づくもの

⇒ 支出の効果が当該事業年度の費用として処理され、当該事業年度の収益に対応するもの

ex **収益的収入**：料金、受託工事費等 **収益的支出**：人件費、動力費、減価償却費等

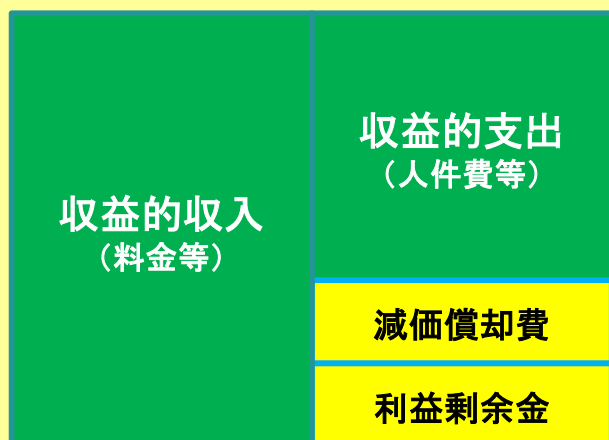
資本的収支

投下資本の増減に関する取引に基づくもの

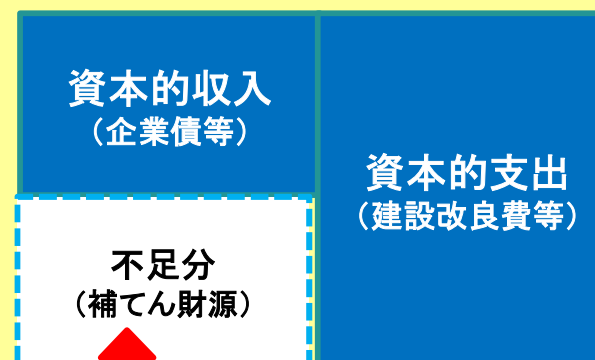
⇒ 支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の収益に対応するもの

ex **資本的収入**：企業債、出資金等 **資本的支出**：建設改良費、企業債元金償還金等

収益的収支



資本的収支



補てん

◎通常、資本的収支は支出に対して収入が不足するため**補てん財源**が充てられる



Gifu city



SDGs 岐阜市

2) 水道事業について

水道事業の役割

水道法の規定

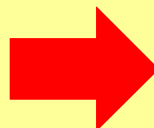
清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする（第1条）。

水道の役割

清浄な水の供給

豊富な水の供給

低廉な水の供給



公衆衛生の向上
と
生活環境の改善



Gifu city



2) 水道事業について

水道事業の種類（水道法第3条）

水道事業

岐阜市

一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業（給水人口が100人以下であるものは除く。）
経営は、原則として**市町村が行う**（水道法第6条第2項）。

水道用水供給事業

水道事業者に対して水道水を供給する事業

簡易水道

給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する事業

専用水道

寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、給水人口が100人を超えるもの又は一日に給水することができる水量が20立方メートルを超えるもの

2) 水道事業について

岐阜市の水道事業の沿革

沿革

- | | |
|-------|--|
| 昭和 3年 | 旧岐阜市南部全域に給水するため、 創設工事に着手 |
| 昭和 5年 | 一部給水開始、 昭和9年 完成 |
| 戦後 | 人口の増加、市勢の拡大、生活様式の近代化、
産業の興隆発展による水需要の増加にあわせて、
水源地の建設や配水管網を整備・拡充 |
| 昭和27年 | 雄総水源地から給水開始（長良川以北に初めて給水） |
| 昭和60年 | 旧厚生省により「水道水のおいしい都市」に選定 |
| 昭和62年 | 32箇所 の簡易水道を順次統合（ 平成17年 まで） |
| 平成18年 | 柳津町との合併に伴い、水道事業を統合 |
| 平成22年 | 上下水道事業部庁舎を現所在地（祈年町4丁目 中部プラント敷地内）に移転 |



Gifu city

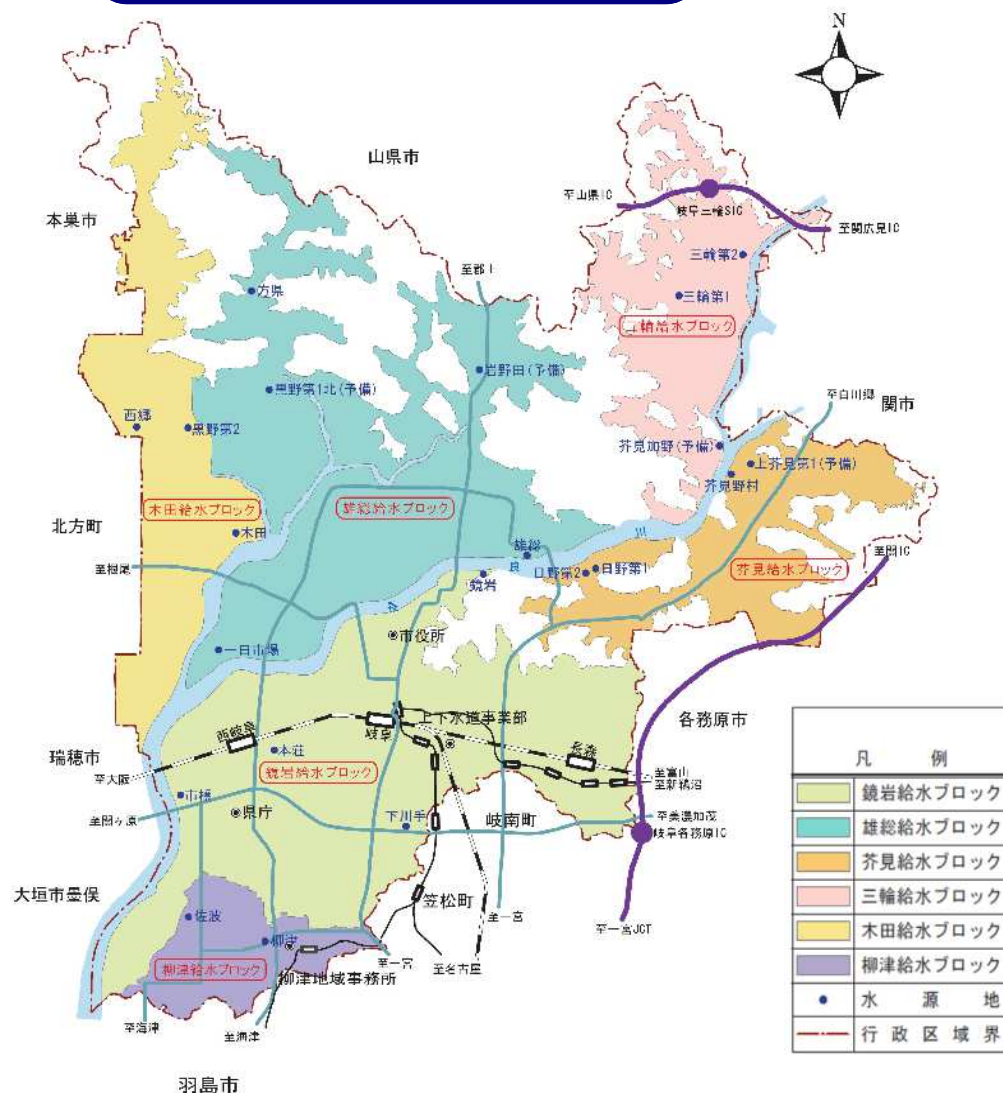


SDGs 岐阜市

2) 水道事業について

岐阜市の水道給水区域

水道給水区域図



令和6年度末の状況

■ 6つの給水ブロック

■ 17カ所の水源地

■ 水源は地下水

※雄総水源地及び鏡岩水源地
は伏流水

■ 水道管総延長
約2,431km

■ 給水戸数
163,181戸

■ 給水人口
339,989人

■ 水道普及率 85.5%
(給水人口／総人口)

2) 水道事業について

岐阜市の水道給水ブロック

鏡岩給水ブロック

- ◆給水人口
166,787人
- ◆配水量
24,842,167^{m³}
(84,029^{m³}/日)

鏡岩・本荘・市橋・
下川手水源地

雄総給水ブロック

- ◆給水人口
102,036人
- ◆配水量
14,852,662^{m³}
(47,442^{m³}/日)

雄総・一日市場・
方県水源地

芥見給水ブロック

- ◆給水人口
25,930人
- ◆配水量
4,387,993^{m³}
(14,621^{m³}/日)

芥見野村・日野第1・
日野第2水源地

三輪給水ブロック

- ◆給水人口
14,815人
- ◆配水量
2,798,689^{m³}
(8,780^{m³}/日)

三輪第1・三輪第2
水源地

木田給水ブロック

- ◆給水人口
17,859人
- ◆配水量
2,904,080^{m³}
(9,347^{m³}/日)

木田・西郷・
黒野第2水源地

柳津給水ブロック

- ◆給水人口
12,562人
- ◆配水量
1,614,717^{m³}
(5,325^{m³}/日)

柳津・佐波水源地

合計

- ◆給水人口
339,989人
- ◆配水量
51,400,308^{m³}
(163,320^{m³}/日)

数値は令和6年度実績

2) 水道事業について

岐阜市の水道施設（水源地及び配水池）

水源地

◆ 17箇所（令和6年度末）



← 鏡岩水源地 管理棟
昭和47年度築
令和3年度より改築中

雄総水源地 管理棟
昭和46年度築 →



配水池

◆ 39箇所（令和6年度末）



← 黒野第1配水池
平成27年度築

岩野田配水池
平成30年度築 →





Gifu city

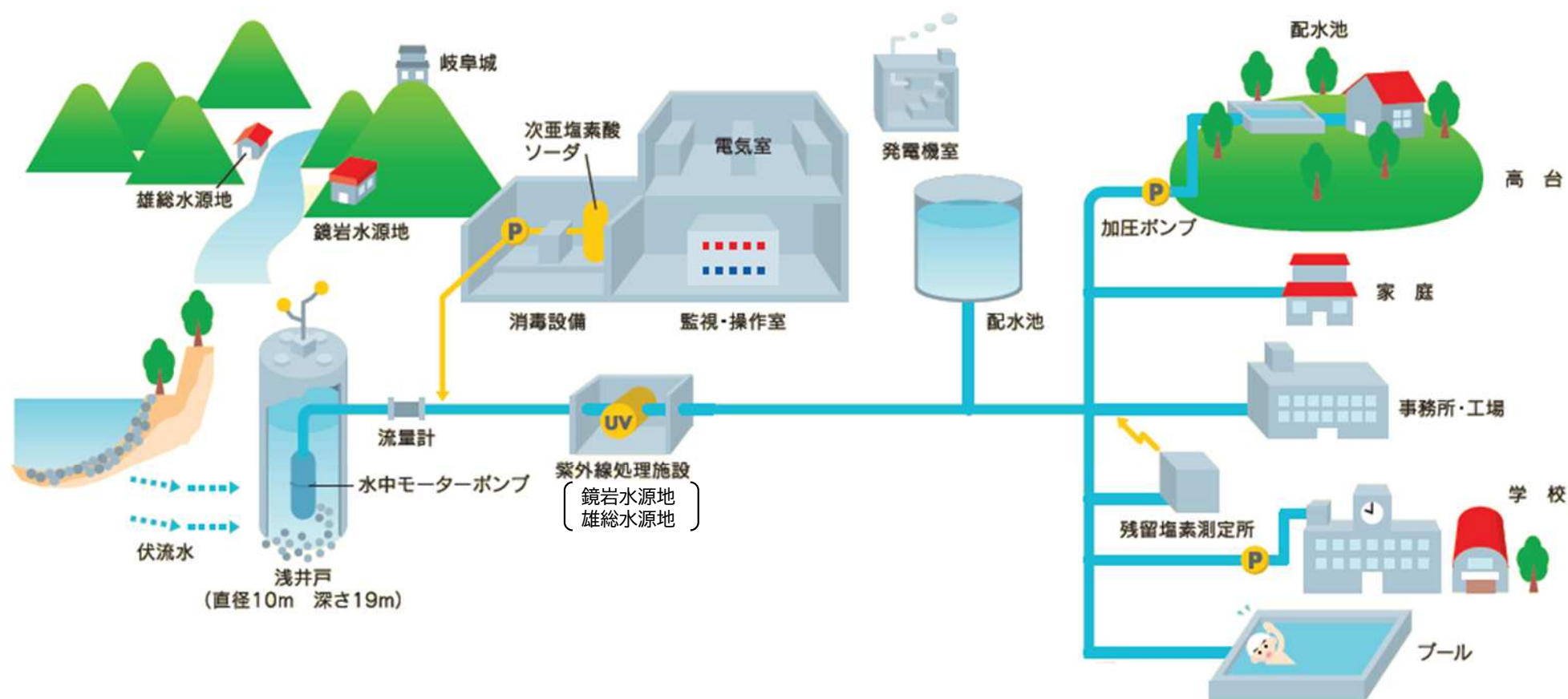
2) 水道事業について



SDGs 岐阜市

岐阜市の水道

水道のしくみ





Gifu city



SDGs 岐阜市

3) 下水道事業について

下水道事業の役割

下水道法の規定

下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする（第1条）。

下水道の役割

公衆衛生の向上

下水道の整備により、水洗トイレが使えるようになり、街中を汚水が流れなくなるなど生活環境が改善する。

浸水の防除

都市に降った雨水を河川へ排除したり、貯留・浸透することにより、浸水から街を守る。

公共用水域の水質の保全

汚水を処理場で浄化してから河川や海等に放流することにより、水質の保全を図る。

資源の有効利用

水・汚泥・熱等の多くの利用可能な資源・エネルギーを有しているため、その有効利用を図る。



3) 下水道事業について

下水道事業の種類（下水道法第3条）

岐阜市が設置・管理

公共下水道（狭義）

単独公共下水道

流域関連公共下水道

※処理は、岐阜県各務原浄化センター

公共下水道（広義）

岐阜県が設置・管理

流域下水道

特定環境保全公共下水道

自然保護下水道

農山漁村下水道

簡易な公共下水道

特定公共下水道

都市下水路

公共下水道（狭義）の設置・維持などの管理は、
市町村が行う（下水道法第3条第1項）。



Gifu city

3) 下水道事業について



岐阜市の下水道事業の沿革

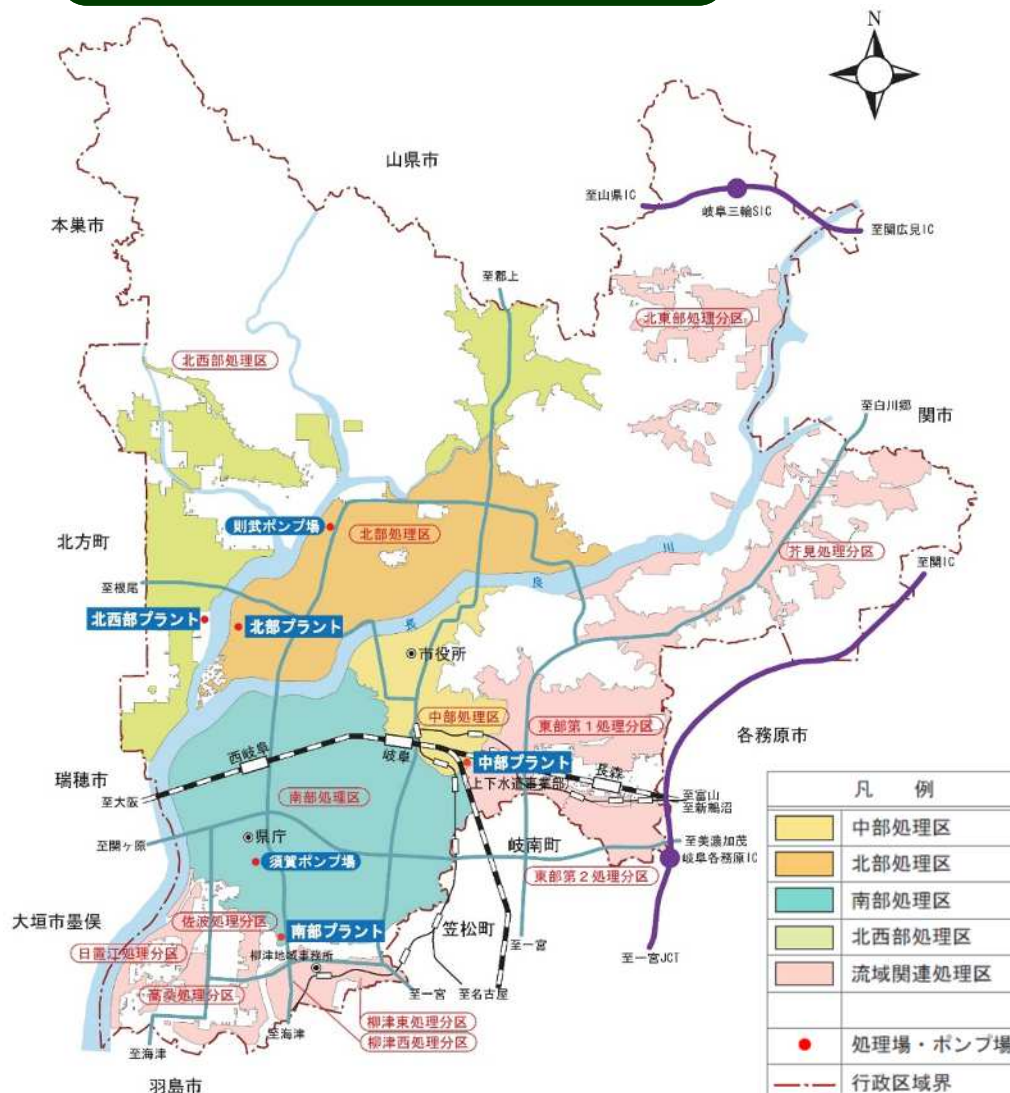
沿革

昭和 9年	旧市街地を対象として着工、汚水と雨水を分けて処理する 分流式を日本で最初に採用
昭和12年	中部プラント処理開始、国内5番目
昭和37年	北部処理区の整備事業に着手
昭和41年	北部プラント処理開始
昭和45年	南部処理区の整備事業に着手
昭和48年	南部プラント処理開始
昭和59年	流域関連公共下水道の整備事業に着手
平成10年	北西部処理区の整備事業に着手
平成16年	北西部プラント処理開始
平成18年	柳津町の合併に伴い、下水道事業を統合
平成20年	中部プラント改築工事着手
平成22年	上下水道事業部庁舎を現所在地（祈年町4丁目 中部プラント敷地内）に移転
令和元年	中部プラント改築工事完了

3) 下水道事業について

岐阜市の下水道処理区域

下水道処理区域図



令和6年度末の状況

- 単独公共下水道
4つの処理区に分け
処理場を設置
(中部、北部、南部、北西部
プラントの4施設)
- 流域関連公共下水道
9つの処理分区
- 下水道管渠総延長
約2,261km
- 下水利用戸数
167,527戸
- 処理人口
326,410人
- 下水道普及率 94.3%
(下水道処理区域内人口／総人口)
- 水洗化率 87.1%
(処理人口／下水道処理区域内人口)

3) 下水道事業について

岐阜市の下水道処理区域

中部処理区

- ◆処理面積（現況）
625ha
- ◆処理人口（現況）
38,000人
- ◆処理水量
23,110m³/日

中部プラント

北部処理区

- ◆処理面積（現況）
1,596ha
- ◆処理人口（現況）
82,000人
- ◆処理水量
34,804m³/日

北部プラント

流域関連公共下水道

- ◆処理面積（現況）
2,224ha
- ◆処理人口（現況）
95,510人
- ◆処理水量
31,184m³/日

岐阜県各務原浄化センター

南部処理区

- ◆処理面積（現況）
2,323ha
- ◆処理人口（現況）
109,250人
- ◆処理水量
50,961m³/日

南部プラント

北西部処理区

- ◆処理面積（現況）
1,261ha
- ◆処理人口（現況）
50,050人
- ◆処理水量
11,387m³/日

北西部プラント

合計

- ◆処理面積（現況）
8,030ha
- ◆処理人口（現況）
374,810人
- ◆処理水量
151,446m³/日

数値は令和6年度実績

3) 下水道事業について

岐阜市の下水道施設（処理場）

中部プラント

中部処理区



- ◆処理開始
昭和12年
- ◆処理能力
31,500 m^3 /日
- ◆放流先河川
新荒田川

平成19年度より全面改築
→令和元年度完成 総事業費 約130億円

北部プラント

北部処理区



- ◆処理開始
昭和41年
- ◆処理能力
43,300 m^3 /日
- ◆放流先河川
伊自良川

南部プラント

南部処理区



- ◆処理開始
昭和48年
- ◆処理能力
72,100 m^3 /日
- ◆放流先河川
境川

北西部プラント

北西部処理区



- ◆処理開始
平成16年
- ◆処理能力
32,200 m^3 /日
- ◆放流先河川
根尾川



Gifu city

3) 下水道事業について



SDGs 岐阜市

岐阜市の汚水処理

汚水処理のしくみ

